

ABLの概要と課題



目次

- I. ABLの概要
 - I. ABLとは
 - II. ABLが注目される背景
 - III. 企業から見たABL活用のメリット・デメリット
 - IV. 金融機関から見たABLのメリット・デメリット
 - V. ABL普及推進のための取り組みと制度・インフラ

- II. 米国のABLの実態
 - I. 米国のABLの発展
 - II. 米国におけるABLの担い手
 - III. 金融危機後の米国の貸し手の融資姿勢

- III. 日本の実態(METIのアンケート調査結果)

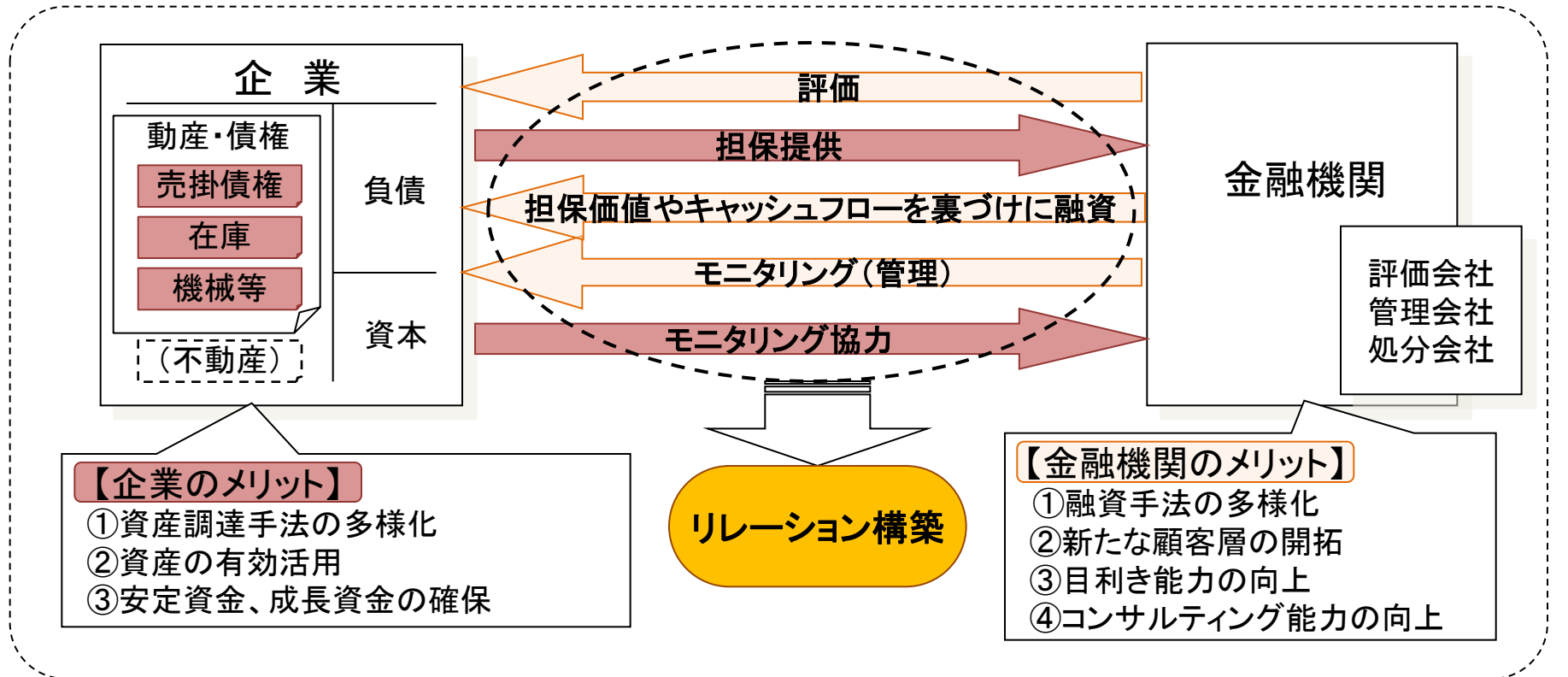
- IV. ABLの今後の課題

- V. ABLの将来像

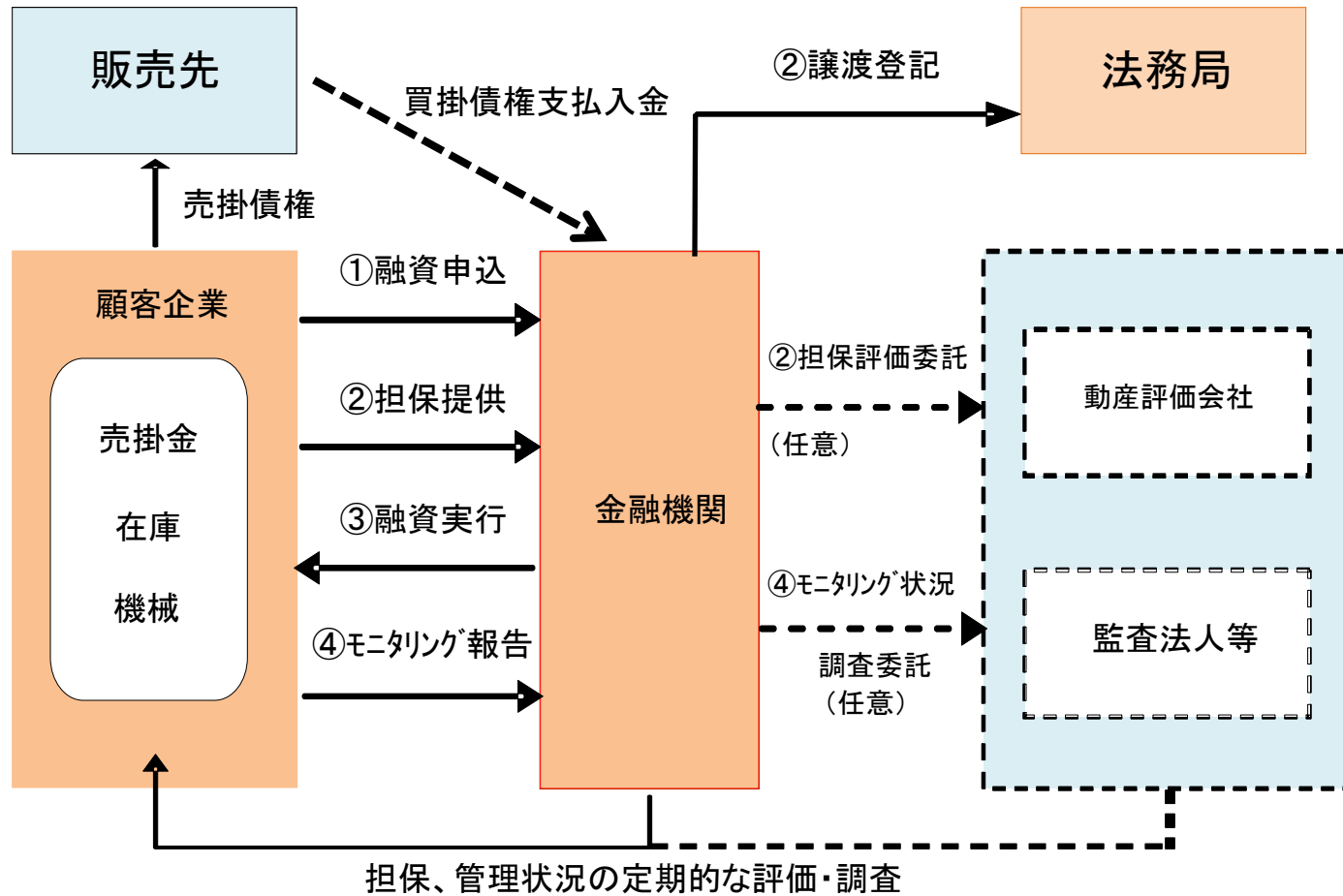
ABLの概要

ABL (Asset Based Lending)とは ①

- ・企業が有する在庫や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法。
- ・不動産担保や保証人への過度な依存からの脱却を促す金融手法の1つであるが、我が国においては未発達。
- ・企業は、当該資産を金融機関へ担保提供等を行うことで資金調達を行う。
- ・金融機関は、事業の核である在庫や商流の源である売掛債権情報等を的確に把握・評価することで、担保処分価値の確認だけでなく、自らの事業評価能力を高めることができる。



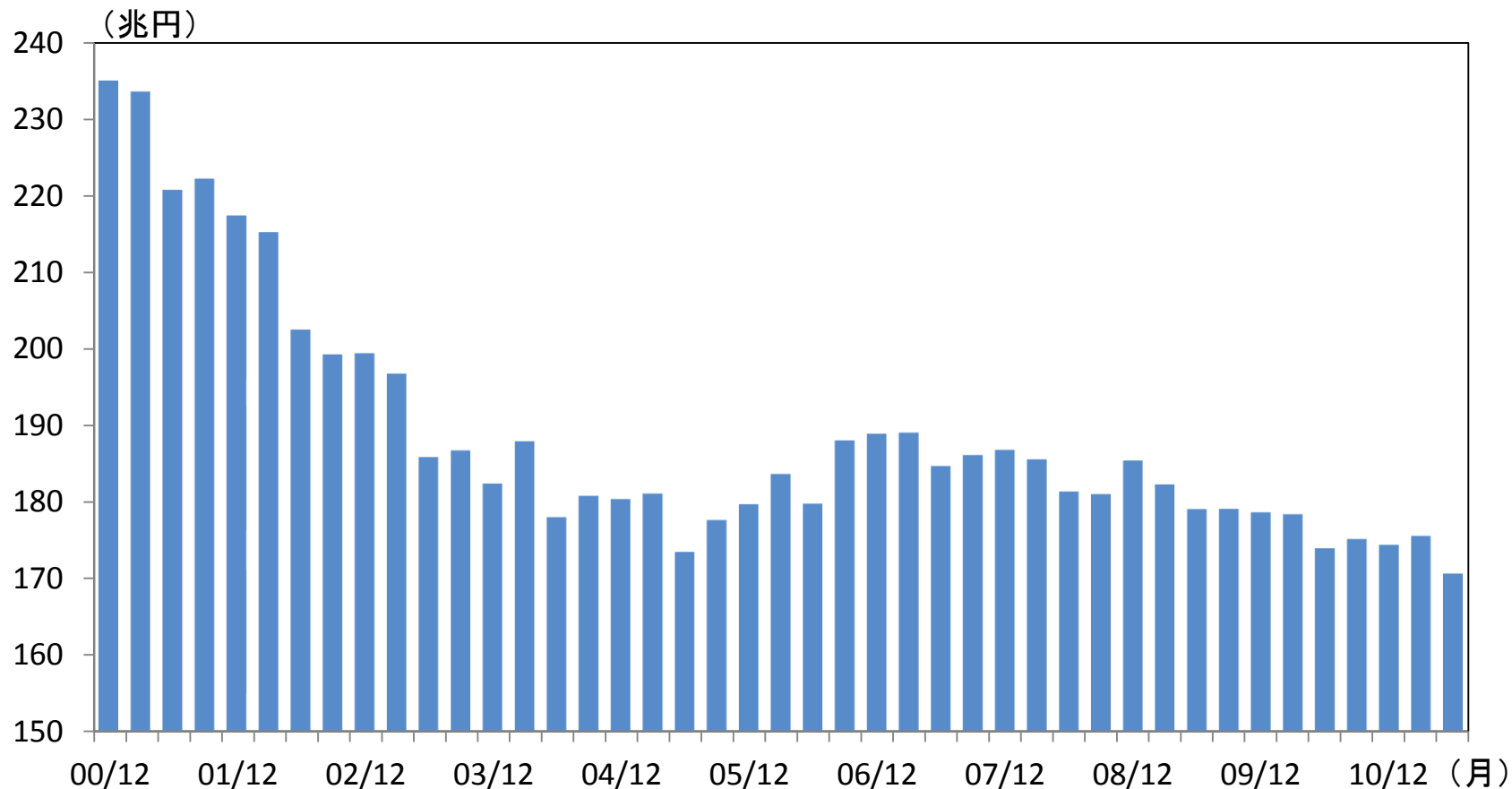
ABL (Asset Based Lending) とは ②



在庫(設備機械)→売掛金→現金と形をかえることで、顧客企業は収益を生み出す。その収益力に着目し、金融機関は融資を行い、収益の基盤となるものを担保提供受ける。
→当社の長期的な事業継続を意識した担保取得(生かす担保)

ABLが注目される背景 ①

中小企業向け貸出金の推移

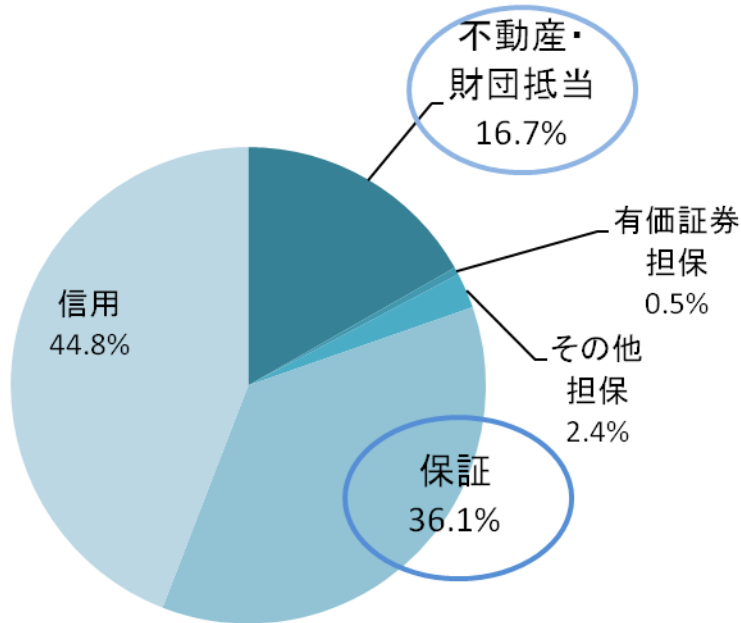


中小企業向け貸出金は低迷しており、資金繰りは厳しい状況が継続

ABLが注目される背景 ②

貸出金の担保の状況

従来、我が国の銀行融資は**不動産や個人保証**に依存



(出所) 日本銀行 量的金融指標(平成22年度末)

企業のB/Sの状況

企業は**売掛債権や在庫**等も相当程度の額を保有している。

資産	全企業	中小企業
現金預金	157兆円	97兆円
受取手形	23兆円	13兆円
売掛債権	183兆円	65兆円
在庫	113兆円	55兆円
有価証券	21兆円	5兆円
土地	183兆円	101兆円
その他建物 機械設備等	258兆円	102兆円
合計	936兆円	438兆円

(出所) 財務省 法人企業統計調査(平成21年度)

資金調達に活用されていない**売掛債権や動産**を担保として活用することにより、**企業の資金調達の多様化を図ることが可能。**

企業から見たABL活用のメリット・デメリット

メリット

○ 資金調達の多様化

自社の正常運転資金額に応じた借り入れを可能とするため、事業の拡大縮小にも対応した資金枠を維持可能つまり売上増加時は、在庫の増加分に応じた増加運転資金調達可能

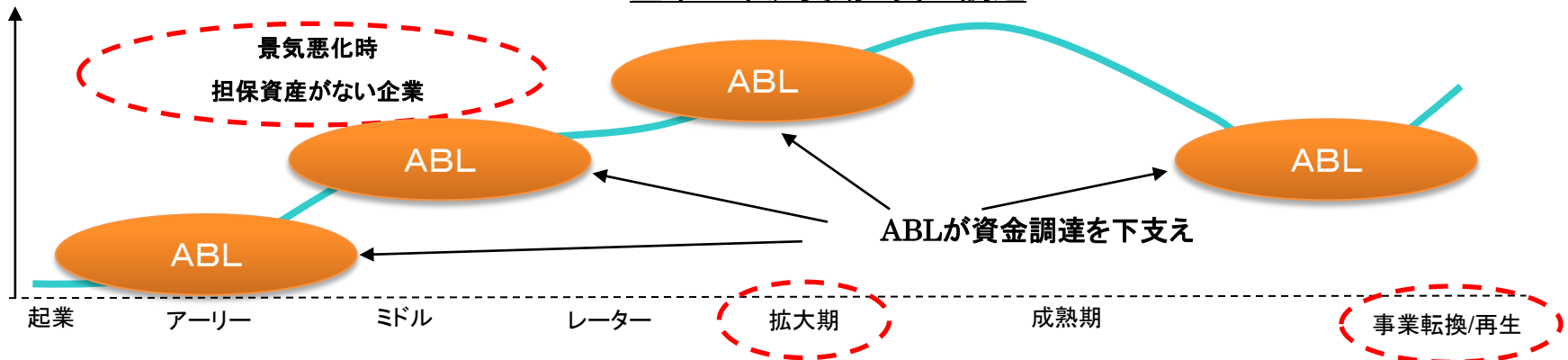
○ 自社の流動債権・在庫管理の徹底と金融機関等との信頼関係の醸成を図れる

デメリット

○ 信用不安・信用悪化

不動産担保等が主流の現状では、動産・債権の担保を提供することはそれ以外の担保物がないと見られる場合もあり、信用不安を呼び起こすことも現時点では考えられる。

企業の業況変動と資金調達



金融機関から見たABL活用のメリット・デメリット

メリット

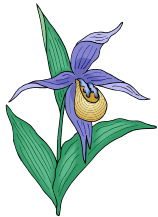
- 融資手法の多様化
他行との差別化。不動産以外の担保取得可能
- リレーションバンキングの強化
現在の地域金融機関の担当者のきめ細かい顧客対応(取引先の日々の売上の状況や、在庫の持ち高の確認)の取り組みをABLに生かすことが可能
- デフォルトリスクの分散・軽減
日々のモニタリングにより業況の随時把握可能。

デメリット

- 行内体制の構築コスト
- 事務負担の増加

参考:日本の地域経済への貢献(参考:農林水産省HP)

日本



胡蝶蘭



ズワイガニ



豚



牛



マグロ

ABL普及推進のための取り組みと制度・インフラ ①

経済産業省・中小企業庁

- 企業法制研究会(担保法制研究会)での**動産担保融資制度に係る公示制度整備にかかる提言** (平成15年1月)
- ABL研究会での課題取りまとめ、テキスト策定、モデル事業の実施 (平成18年5月)
- 「経済成長戦略大綱」での重点政策テーマとして位置付け (平成19年6月)
- 「ABL協会」の設立推進 (平成19年6月)
- 流動資産担保融資保証制度**の創設 (平成19年8月)
- 「ABLの普及と活用に関するシンポジウム」の開催 (平成19年9月)
- 「ABLの普及・インフラ構築に関する調査研究」の実施、報告書公表 (平成19年8月～平成20年4月)
- 「ABLガイドライン」の公表(平成20年5月)
- 実務推進上の課題抽出・整理、実態調査、借り手向けのテキストを策定(平成21年5月)

法務省

- 動産譲渡登記制度の整備(平成17年10月施行)**
 - ◆「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」

金融庁

- 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成17年3月)
 - ◆「不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充」として、ABL等を位置付け
- 金融検査マニュアルの改訂**により、「適切な管理と評価の客観性・合理性等を条件に、動産も一般担保となる」取扱いを明確化。(平成19年2月公表、4月以降実施の検査に適用)

農林水産省

- 畜産部門における新たな資金調達手法(ABL)に関する検討委員会等を開催(平成18～19年)
- 地域活性化を目的とした「農商工連携」の具体策としてABLを推進(平成19年)

動産譲渡登記制度

制度概要

- ◆「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を改正し（「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」）、動産譲渡について登記制度を創設
- ◆動産譲渡登記ファイルへの記録により、動産の譲渡について民法第178条の引渡しがあったものとみなされ、第三者対抗要件が具備される。

創設背景

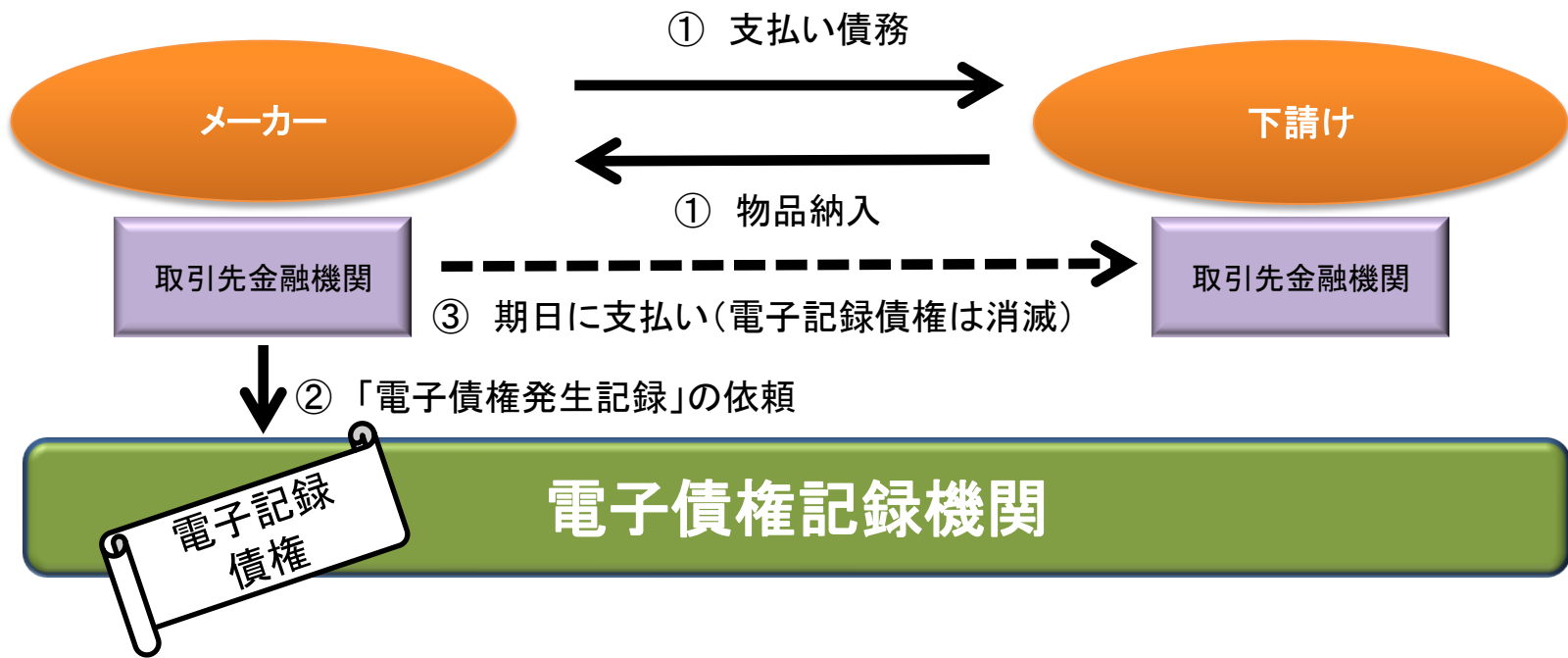
- ✓企業が動産を譲渡担保に供しても、動産自体は、譲渡後も企業の直接占有下に置かれたままなのが通常であり、占有改定（民法183条）という外形的には判然としない公示方法によって対抗要件を具備するしかなかったため、後日、占有改定の有無・先後をめぐって紛争を生じるおそれがあった。
- ✓そこで、このようなおそれを極力解消し、動産を活用した企業の資金調達の円滑化を図るため、平成16年11月25日に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成17年10月3日から動産譲渡登記制度の運用が開始された。

電子記録債権

制度概要

- ◆ 平成19年6月に事業主の資金繰り円滑化の観点から、電子記録債権法を成立させ、電子記録債権制度を創設。
- ◆ 同法では、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録を債権の発生・譲渡等の効力要件とする電子記録債権について規定するとともに、電子債権記録機関に対する監督等について必要な事項を規定。

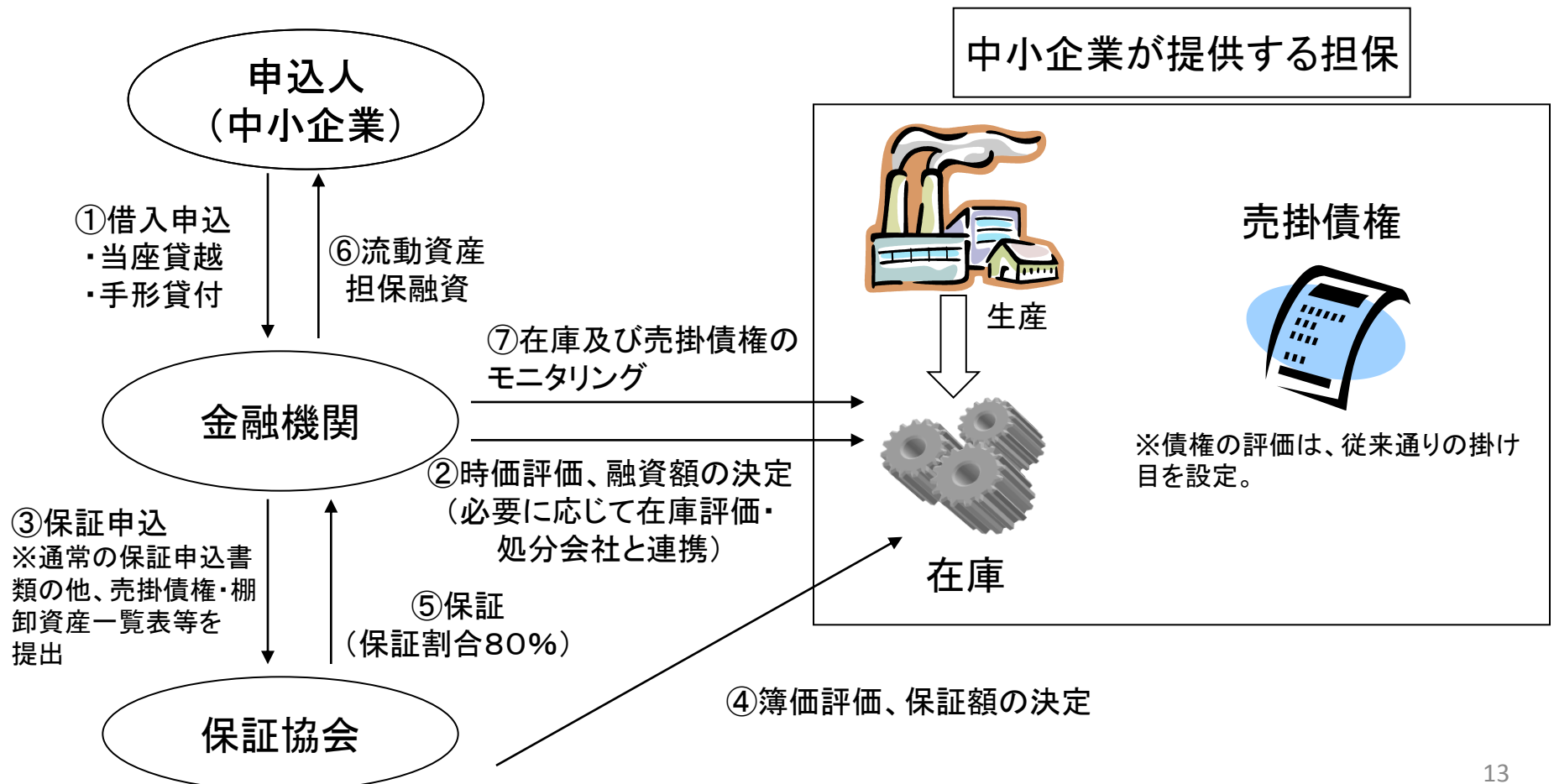
▽ 電子記録債権取引の一例



ABL普及推進のための取り組みと制度・インフラ ④

流動資産担保融資保証制度

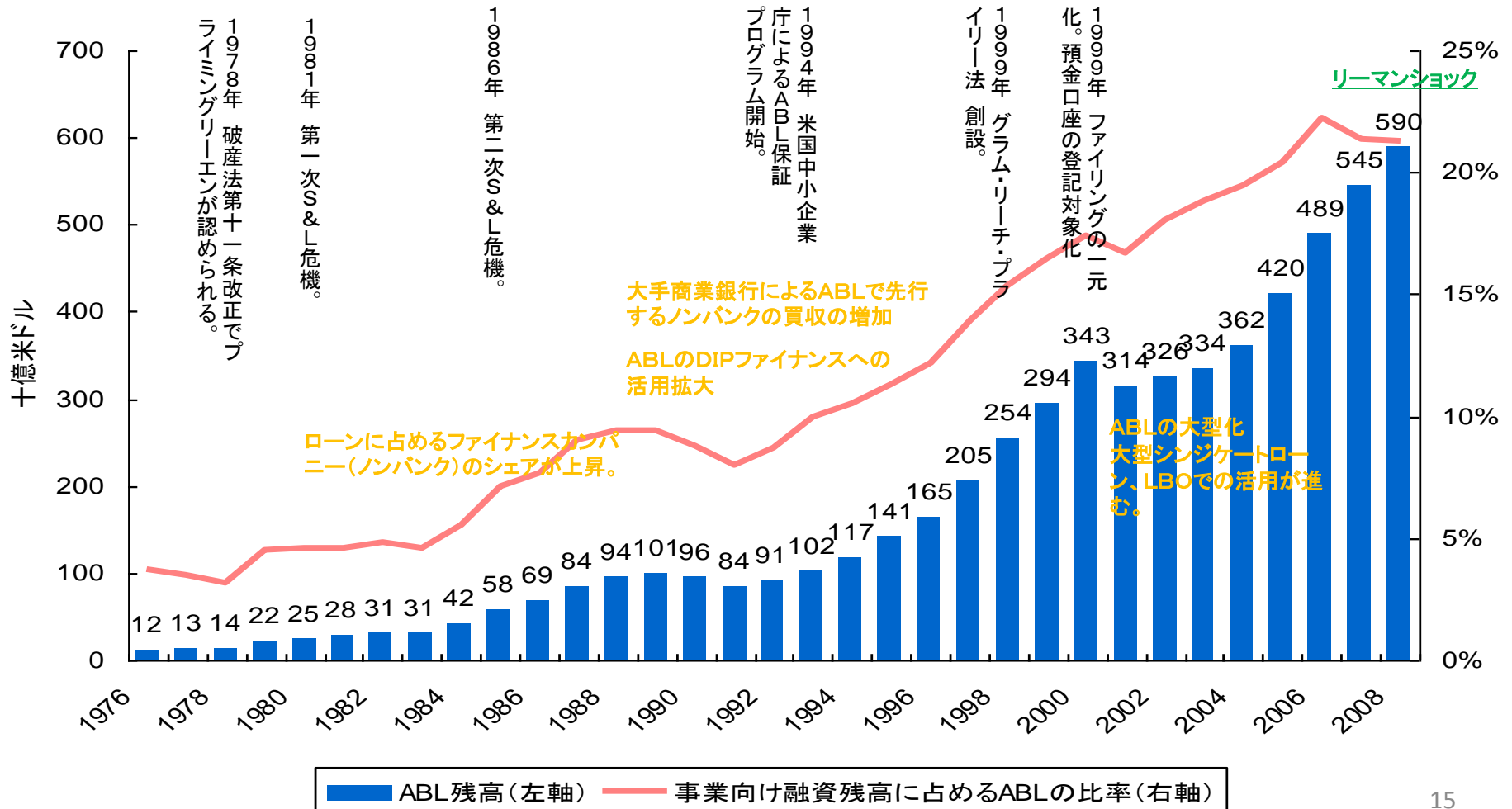
- ◆流動資産(在庫及び売掛金債権に限定)を担保にした融資の促進を図るべく、信用保証協会において当該融資に係る保証制度を創設。
- ◆金融機関のリスクを軽減し、金融機関における当該融資に係るノウハウ蓄積を促進する



米国のABLの実態

米国におけるABLの発展

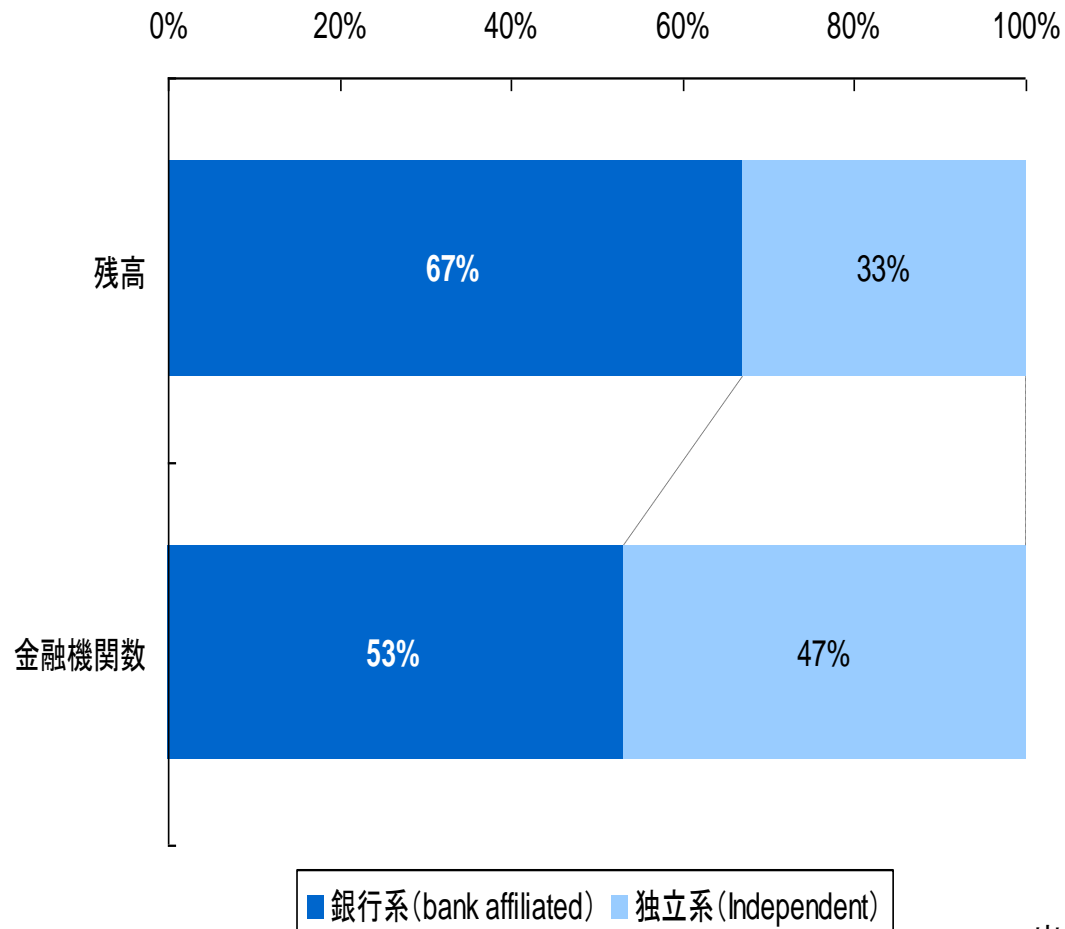
米国において、2009年にABL融資残高の推計値は、5,900億米ドル(1ドル=100円で換算すると、59兆円)。全米の事業向け融資の20%超がABLであると推計されている。当初、ABLの主要な担い手はファイナンスカンパニーと呼ばれるノンバンク。その後、ABLのノウハウを有する大手商業銀行が、ABLで先行するノンバンクを吸収合併していった歴史がある。2000年代に入ると、大規模なシンジケートローンや買収時の融資(いわゆるLBO)でABLが活用されるケースも増加。



米国におけるABLの担い手(貸し手の業態は?)

米国におけるABLの貸し手は、金融機関数で見ると約半分がノンバンク(下図では独立系と標記)

【米国におけるABLの貸し手】



出所: CFA

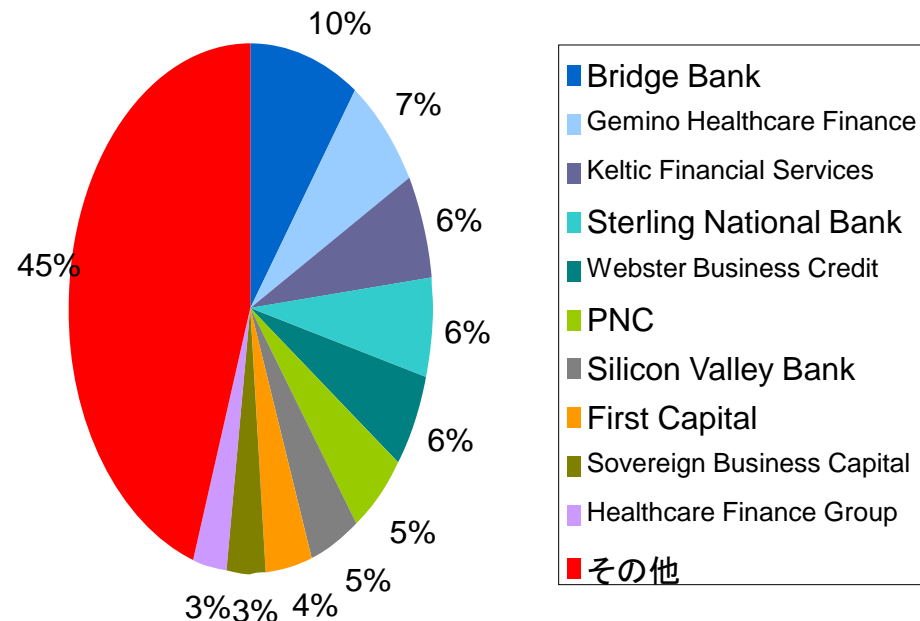
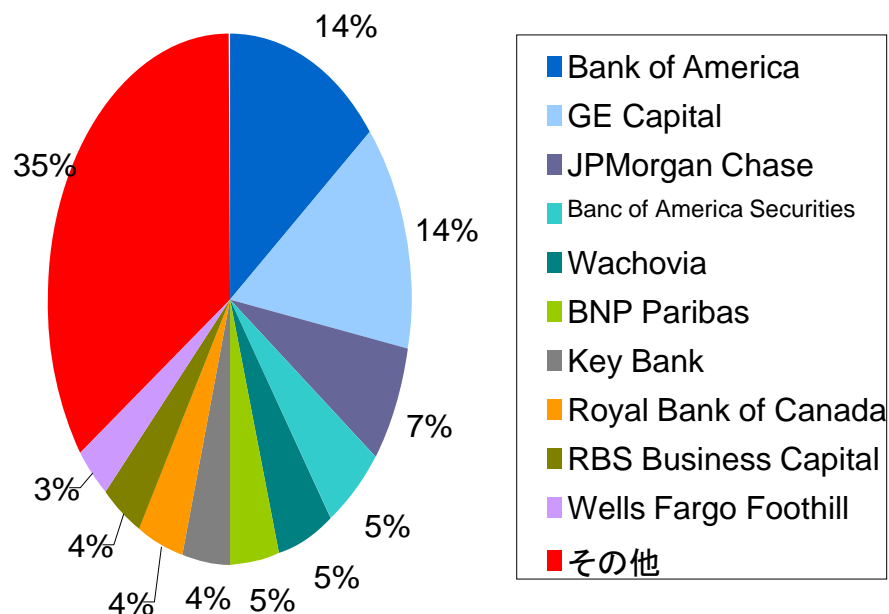
米国におけるABLの担い手(貸し手は誰か?)

融資額ごとにより細かく見ていくと、100万米ドル(1ドル 100円換算で100億円)以上のABLについては、バンクオブアメリカやJPモルガンチェースマンハッタン銀行など大手商業銀行やGEキャピタルなど大手金融グループが融資額上位を占める。

一方、10万米ドル(1ドル 100円換算で10億円)以下のABLについては、中堅・中小の地方銀行やノンバンクが主要な担い手。

【米国におけるABLの貸し手(融資額100万米ドル以上)】

【米国におけるABLの貸し手(融資額10万米ドル以下)】

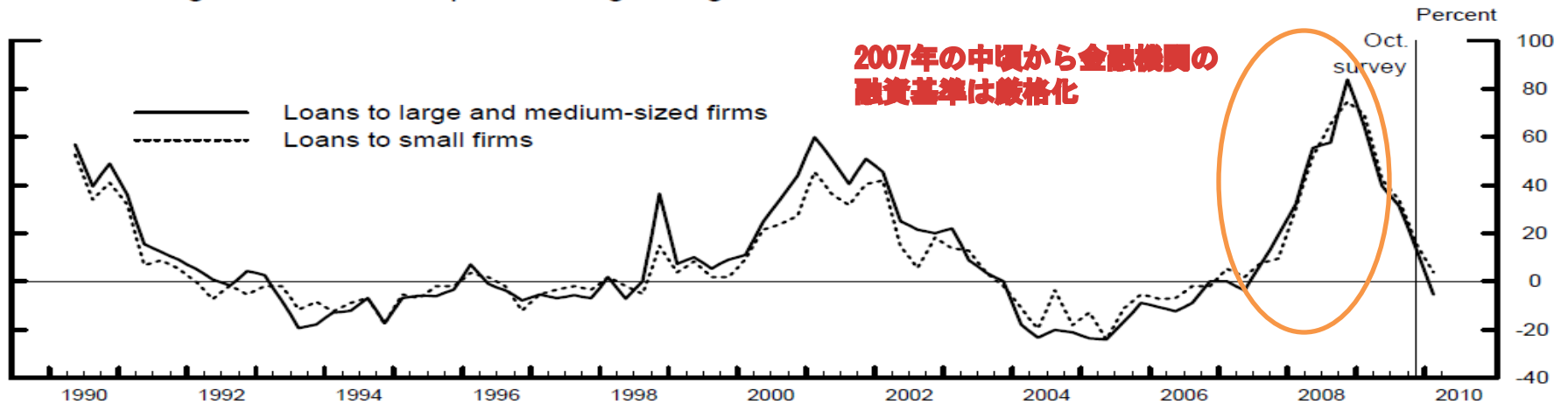


金融危機後の米国の貸し手の融資姿勢

米国では、2007年の中頃から、融資基準を厳格化させた金融機関が増加。貸し手の業態別に見ると、ABLの貸し手は他の貸し手と比較して、与信方針に金融危機の影響を受けていない。

FRBの融資担当者サーベイ： 融資基準を厳格化した金融機関の割合(ネット)

Net Percentage of Domestic Respondents Tightening Standards for Commercial and Industrial Loans



出所:FRB

貸し手の業態別にみた今後1年間の与信方針の変化について

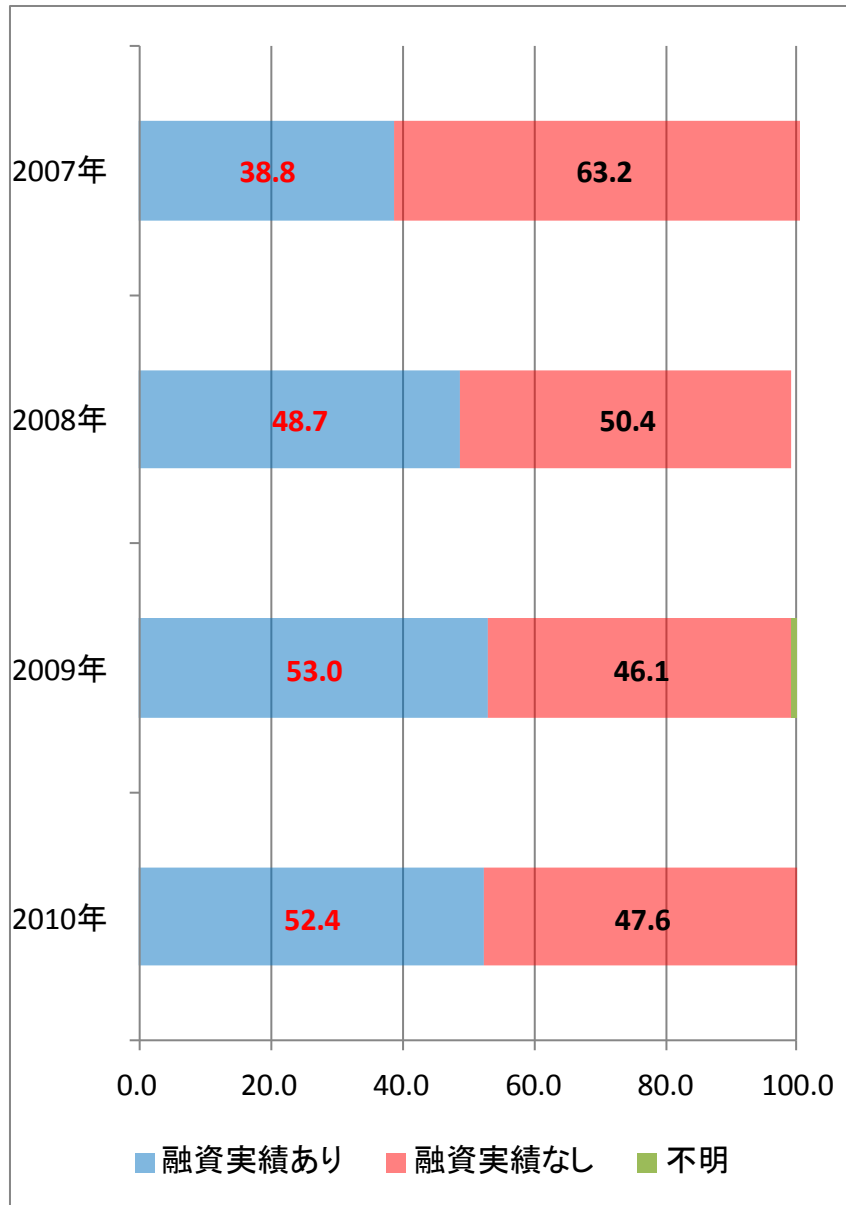
ABLの貸し手は、金融危機の前後で与信方針を変えていない割合が最も多い。

	厳格化	現状維持	緩和
銀行	46%	39%	15%
ABLの貸し手	35%	56%	9%
メザニンキャピタル	64%	36%	0%

我が国のABLの実態 (METIのアンケート調査結果)

経済産業省によるアンケート: ABLの実態(貸し手の融資経験)

【ABLの経験のある貸し手】



【(参考)アンケート調査先】

調査対象	標本サイズ	回収数	回収率 (%)	備考
主要行	17	9	52.9	・全国銀行協会正会員
地方銀行	63	50	79.4	・全国地方銀行協会会員行
第二地方銀行	42	30	71.4	・第二地方銀行協会会員行
信用金庫・ 信金中央金庫	273	244	89.4	・全国信用金庫協会会員
信用組合	158	131	82.9	・全国信用組合中央協会会員
政府系金融機関	7	6	85.7	・全数に調査
農業系統金融機関	39	28	71.8	・全数に調査 ・農林中央金庫、都道府県信連
リース会社	33	17	51.5	・リース事業協会理事会社
商社	19	14	73.7	・日本貿易会 財務委員会所属企業
全体	651	536	82.3	なお、カテゴリ不明の回答が7件あった。 20

我が国ABLの実態(新規実施件数、新規実行額、融資残高)

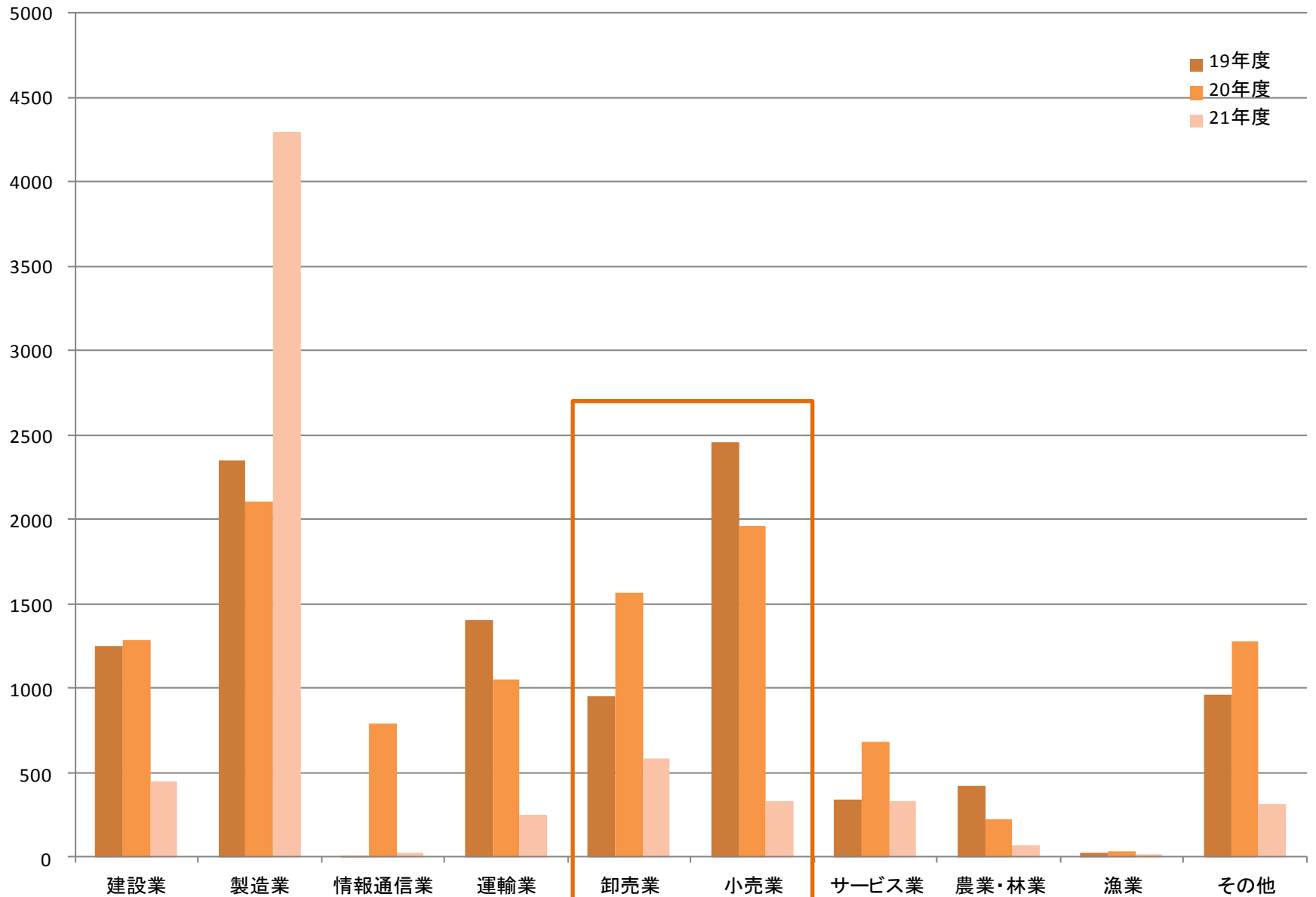
	件数			融資実行額(億円)			残高(億円)		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末
動産・債権担保融資 (売掛債権のみを担保とした融資も含む)	9,158	10,457	6,422	2,748	2,820	2,746	2,346	4,436	4,608
動産担保融資	876	3,827	3,289	731	1,172	1,494	761	2,317	2,768
棚卸資産担保融資	325	1,061	502	542	1,067	569	658	1,661	716
機械設備担保融資	146	2,432	2,718	93	76	127	91	171	160
動産・売掛債権をともに担保とした融資	396	203	236	500	330	359	927	564	648
棚卸資産と債権をともに担保とした融資	224	165	212	466	304	289	848	530	548
機械設備と債権をともに担保とした融資	3	29	23	17	26	2	72	29	14
※機械設備担保 (リース会社が保証)	993	510	362	144	162	79	96	155	64

<H21年度の件数・実行額、H22年3月末の残高は、H23年度のアンケートの過程で明らかになった数値も含む暫定値>

ABLの実態(業種別の取り組み状況)

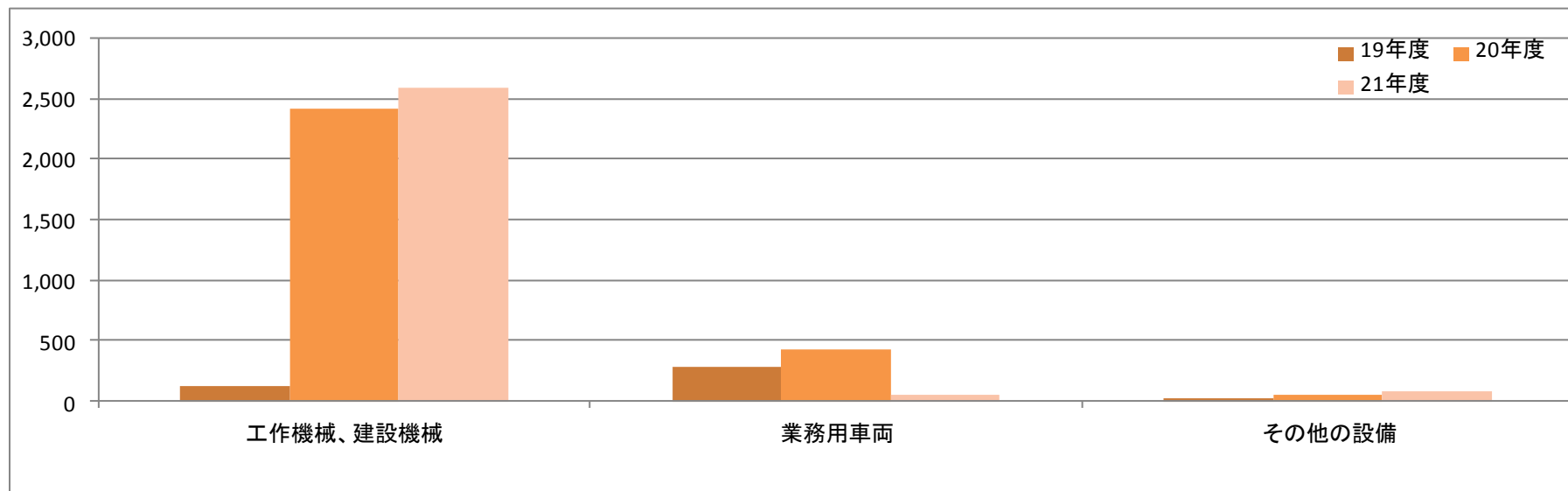
ABLの取り組み件数(業種別)

* 動産、動産+債権、動産保証の新規融資件数合計に構成比を乗じたもの

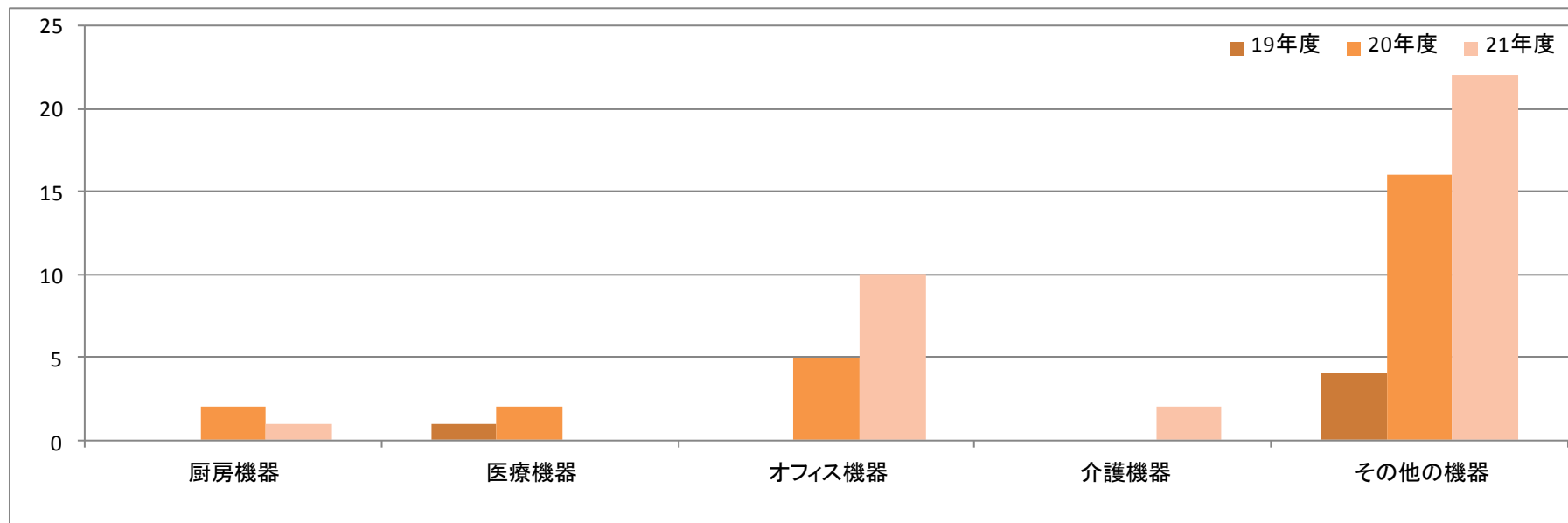


ABLの実態(担保の対象・1)

設備

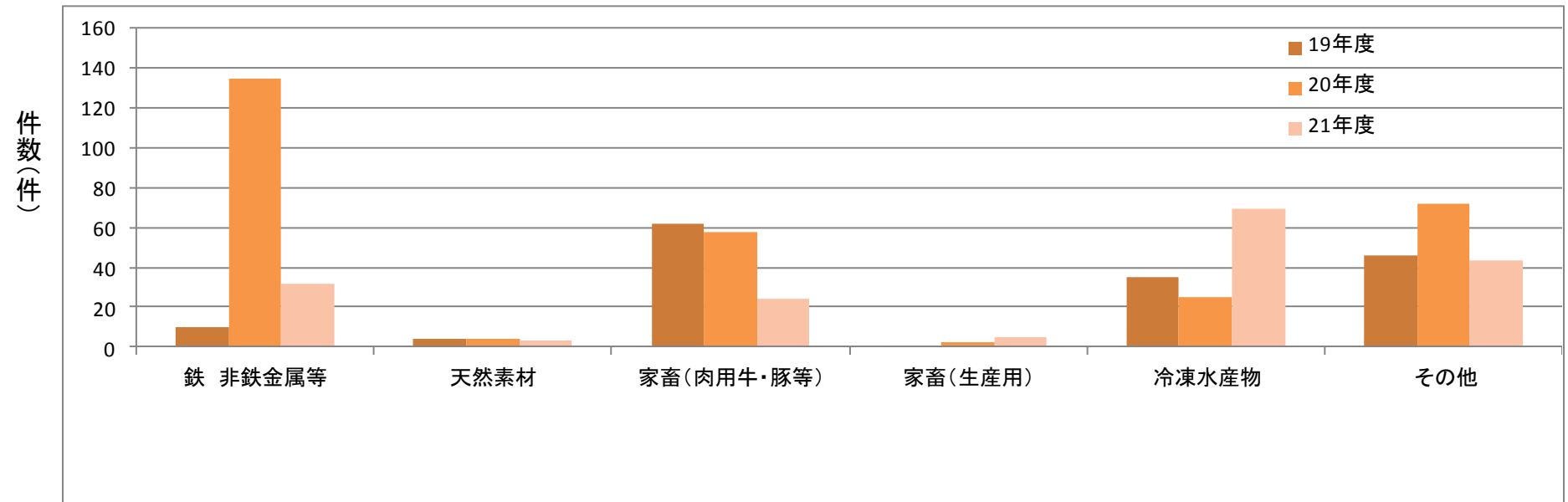


機器

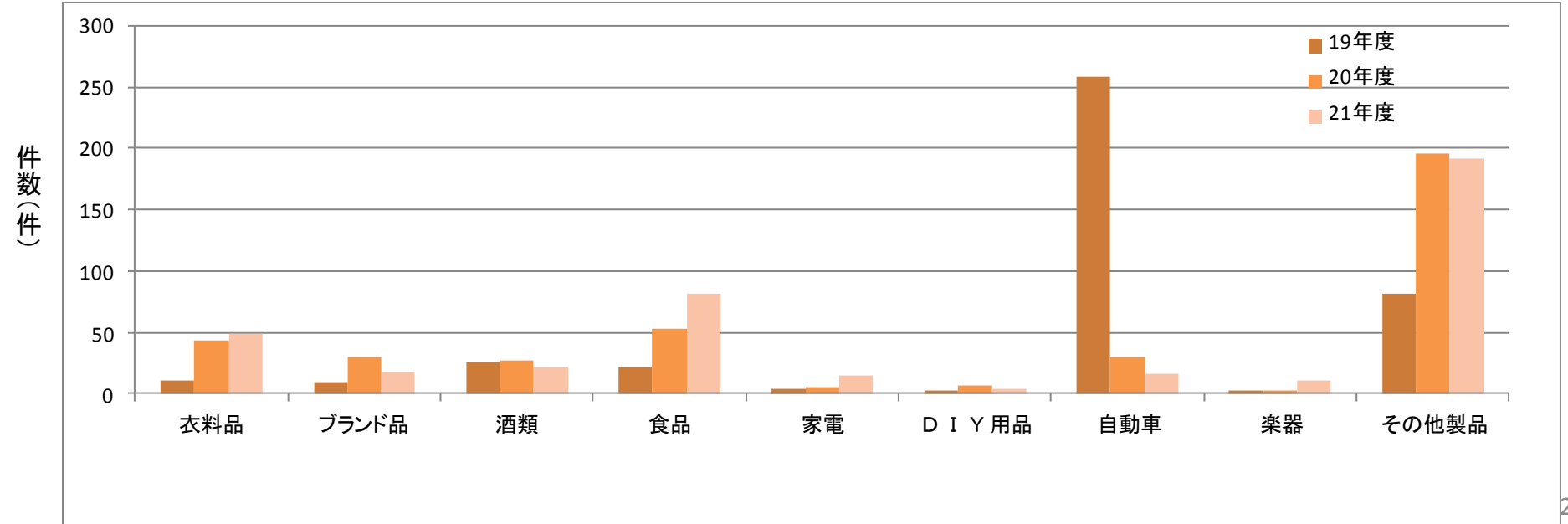


ABLの実態(担保の対象・2)

原材料



商品・製品



ABLを実施する意向がない理由について

評価に関する課題、モニタリングに関する課題が主な理由

	平成19年度調査	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	客観的、合理的な評価を得ることが困難だから (53.5%)	客観的、合理的な評価を得ることが困難だから (49.4%)	社内に評価やモニタリングに関するノウハウがない (49.4%)	社内に評価やモニタリングに関するノウハウがない (56.9%)
2	担保物件のモニタリングに手間がかかるから (51.8%)	評価のためにコストがかかりすぎるから (34.4%)	ABL融資対象となり得る取引先を見つけることが困難 (45.8%)	ABL融資対象となり得る取引先を見つけることが困難 (44.6%)
3	担保物件の処分ルートが確保できないから (49.1%)	担保物件の処分ルートが確保できないから (31.8%)	客観的、合理的な評価を得ることが困難 (38.1%)	客観的、合理的な評価を得ることが困難 (31.3%)

(注)平成19年度及び平成20年度の各調査では、「社内に評価やモニタリングに関するノウハウがない」、「ABL融資対象となり得る取引先を見つけることが困難」の回答肢がなかった。

ABL実施経験のある貸し手の実施上の課題について

実施した機関でも問題点は、管理モニタリングと評価

	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	担保物件のモニタリングにかかる手間 (57.8%)	融資中の管理・モニタリング業務 (39.0%)	融資中の管理・モニタリング業務 (27.8%)
2	客観的、合理的な評価を得ることの困難さ (51.1%)	担保物件の換価処分 (15.8%)	担保物件の換価処分 (17.9%)
3	担保物件の処分ルートが確保できない (47.0%)	ABL融資の案件発掘 (14.3%)	ABL融資の案件発掘 (14.3%)

(注)平成21年度調査、平成22年度調査では単一回答とした。

業務プロセスの課題(その1・案件発掘上の課題)

融資先の保有資産に対する評価が課題

	平成19年度調査	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	物件の担保としての適正について判断ができない (71.3%)	資産の管理状態について把握できていない (49.3%)	資産の管理状態について把握できていない (41.4%)	資産の管理状態について把握できていない (47.7%)
2	資産の管理状態について把握ができない (69.3%)	物件の担保としての適性について判断ができない (48.9%)	物件の担保としての適性について判断ができない (39.7%)	物件の担保としての適性について判断ができない (46.3%)
3	ABLを推進する体制を構築できていない (54.8%)	ABLを推進する体制を構築できていない (42.9%)	ABLを推進する体制を構築できていない (32.4%)	ABLに対する企業の認知度が低いこと (34.2%)

社内体制の構築コスト

	平成19年度調査	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	行内で評価する体制・ノウハウが確立されていない (83.5%)	行内で評価する体制・ノウハウが確立されていない (66.8%)	行内で評価する体制・ノウハウが確立されていない (66.1%)	行内で評価する体制・ノウハウが確立されていない (71.2%)
2	業界で一般的な評価手法・プロセスが確立されていない (64.4%)	業界で一般的な評価手法・プロセスが確立されていない (41.0%)	業界で一般的な評価手法・プロセスが確立されていない (41.9%)	業界で一般的な評価手法・プロセスが確立されていない (33.5%)
3	外部評価会社の評価結果について、合理性・妥当性を判断できない (44.8%)	外部評価会社に評価を頼んだときの費用が高い (31.0%)	外部評価会社に評価を頼んだときの費用が高い (32.5%)	外部評価会社に評価を頼んだときの費用が高い (27.4%)

社内体制の構築コスト

	平成19年度調査	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	—	行内の体制・ノウハウが確立されていない (64.9%)	行内の体制・ノウハウが確立されていない (62.4%)	行内の体制・ノウハウが確立されていない (64.1%)
2	—	業界で一般的な管理の手法が確立されていない (40.7%)	業界で一般的な管理の手法が確立されていない (36.9%)	管理業務に時間・手間がかかりすぎる こと (36.3%)
3	—	管理業務に時間・手間がかかりすぎる こと (35.1%)	管理業務に時間・手間がかかりすぎる こと (36.6%)	業界で一般的な管理の手法が確立されていない (27.0%)

業務プロセスの課題(その4・換価処分上の課題)

社内ノウハウと、法的手続きのノウハウが課題

	平成19年度調査	平成20年度調査	平成21年度調査	平成22年度調査
1	処分業務のプロセスが確立されていない (75.9%)	処分業務のプロセスが確立されていない (55.6%)	処分業務のプロセスが確立されていない (59.3%)	処分業務のプロセスが確立されていない (58.7%)
2	適当な処分業者を見つけるのが困難 (61.3%)	取引先の協力が得られない (50.0%)	取引先の協力が得られない、取引先が勝手に処分してしまうことを事前に止めることが困難 (48.3%)	取引先が勝手に処分してしまうことを事前に止めることが困難 (49.1%)
3	処分にかかる手間や費用が大きい (49.8%)	処分にかかる手間や費用が大きい (39.2%)	処分にかかる手間や費用が大きい (37.9%)	適当な処分業者を見つけるのが困難 (36.7%)

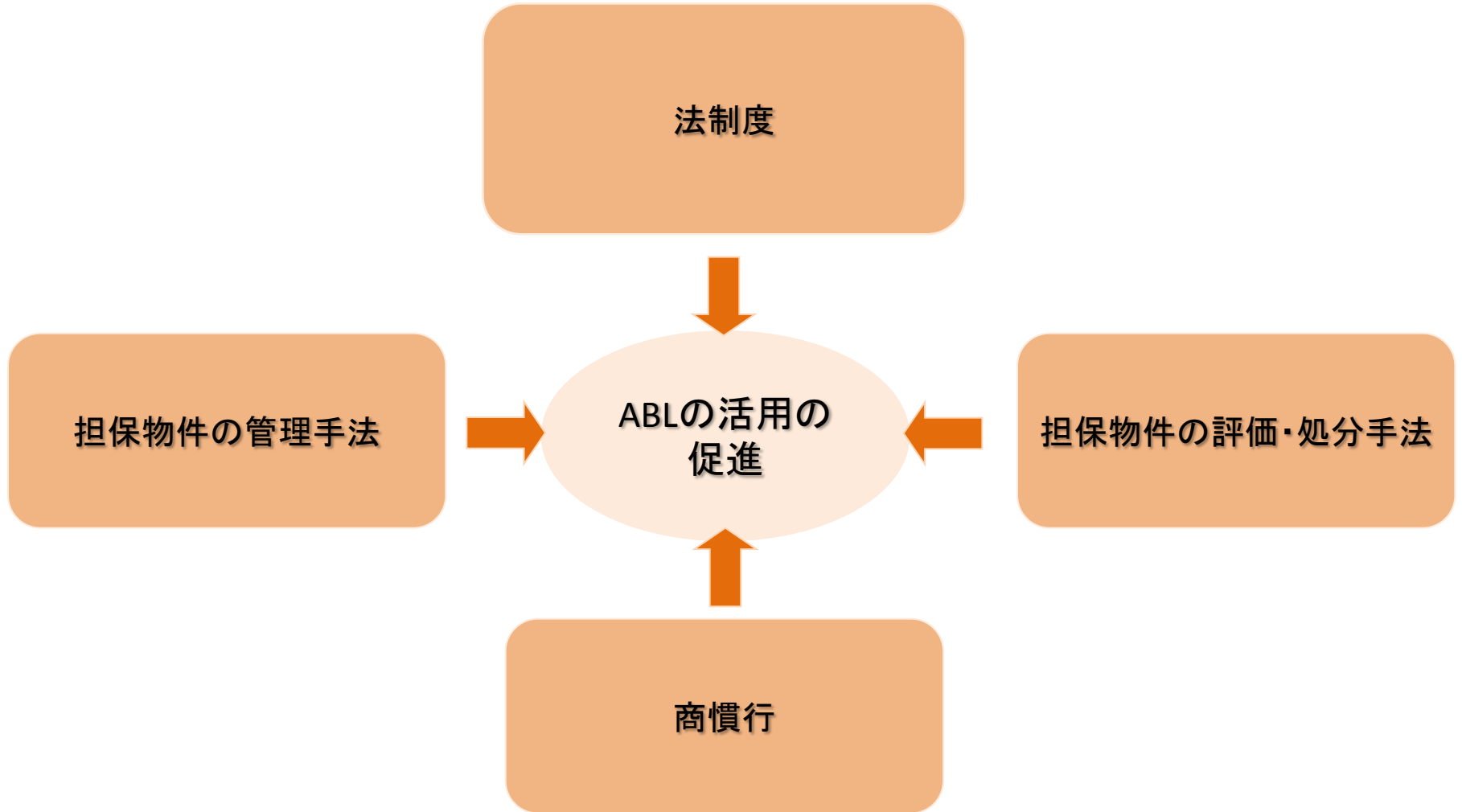
- 当該アンケートと平行して行ったヒアリング調査でも、「管理・モニタリングに手間・コストがかかる」とのマイナス面を指摘する声が聞かれたものの……。
- 一方、「管理・モニタリングに手間のかかるには当然で、その効果として商流を把握でき、与信強化につながり、倒産（破産）させない状況にすることに意義がある」とのポジティブな意見も多く聞かれた。



(コストを相応にかけ)モニタリングを強化することで、与信先と強いリレーションを構築する
与信方法と認識

ABLの今後の課題

ABLの今後の課題 ①



1. 法制度面

ABLを取り巻く諸制度

平成10年 債権譲渡登記制度

平成17年 動産譲渡登記制度

平成19年 流動資産担保融資保証制度

平成19年 電子記録債権法

(最近の動き)

- 動産譲渡登記制度の検証(新成長戦略)
- 債権法改正(法制審議会民法(債権法)部会)
 - 債権譲渡の対抗要件、将来債権譲渡など

今後の更なる発展

ABLは、実務・判例の積み重ねにより行われているのが現状であり、今後は、担保法・倒産法等の改正局面において、ABLを位置づけることを検討する時期にきているのでは。

2. 担保物件の管理手法の確立

- ABL実行後は定期的に在庫、売掛金担保をモニタリングする必要があるが、現状、もっとも、多くの金融機関で管理手法等が確立していない。
- 米国のシンジケートローンでは担保管理人の利用が一般的。
- 各金融機関における管理手法の確立や外部委託する環境の整備等を行っていく必要。

3. 担保物件の評価・処分方法

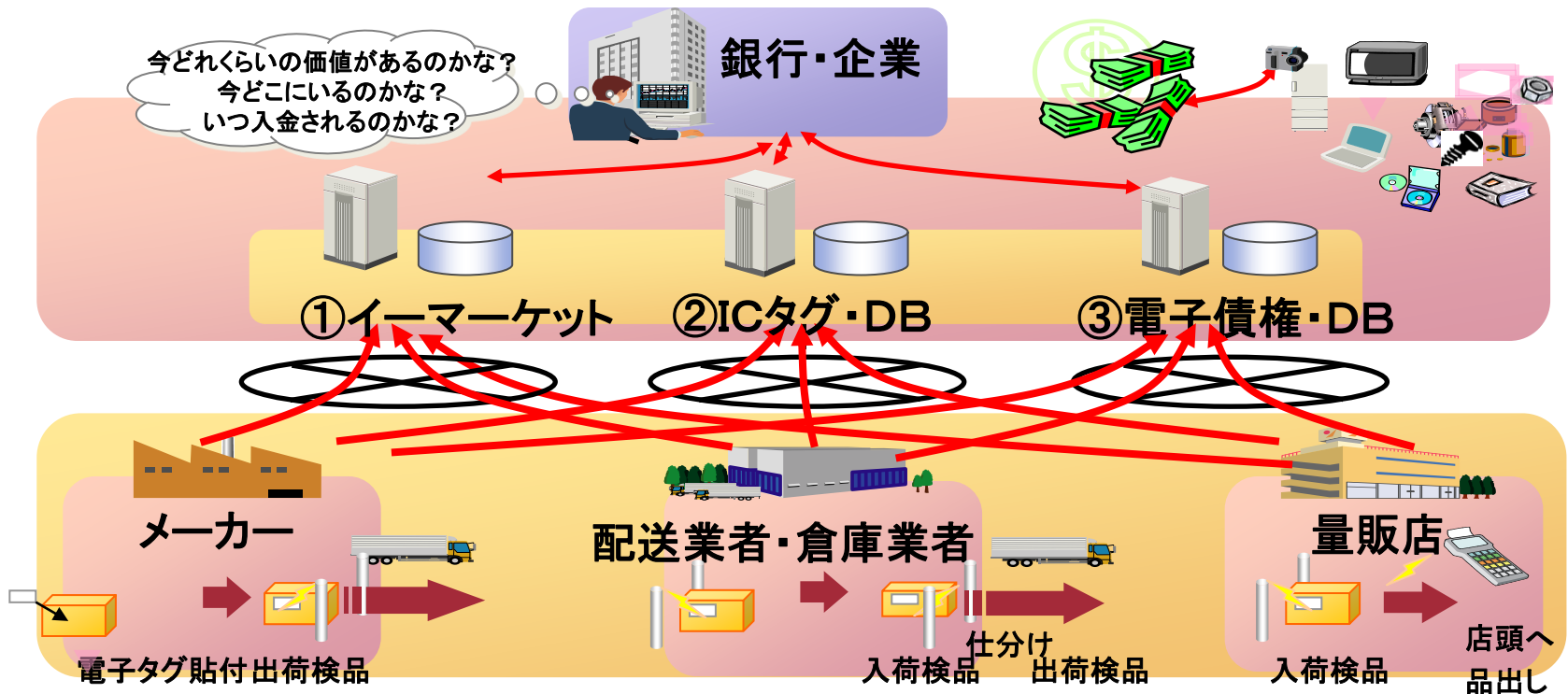
- 担保物件の評価・処分方法についても、統一的・標準的な手法が確立していない。
- 米国においては清算人(リクイデーター)と呼ばれる外部業者を活用した担保評価が一般的。
- 統一的・標準的な評価・処分方法を確立する必要。処分マーケットを整備するとともに、例えば不動産鑑定士同等の資格制度を創設し、専門家を育成することも一案。

4. 商慣習

- 現状、動産・債権を担保に提供することは商慣習として定着しておらず、当該担保拠出に対する抵抗感は一般的に強い。こうした抵抗感を払拭していくことが求められる。
- 貸し手側・借り手側双方でABLが「通常の与信の一形態」として認識されるよう、地道な啓蒙活動と事案蓄積を行う必要。

ABLの将来像

- **震災復興支援の一助** 資産が毀損し、不動産担保等の融資が難しい企業に対応
- 中長期的には、ABL推進により経済活動と金融の一体化をもたらし双方の効率化も可能。
- 具体的には、ITの活用により、出荷・流通・検収・決済等様々な経済活動のデータ管理が進展し、金融サービスの拡大・高度化を期待できる。
- ICタグ等による流通・在庫管理・電子債権による売掛債権管理等により、企業活動の一体把握が可能となり、ファイナンスの可能性も拡大すると思われる。
(例: 三井倉庫・JA三井リース・NPO法人日本動産鑑定)



「債権・動産担保融資（ABL）に関する実態調査」

○11月頭より、皆様のお手元に発送（委託先：三菱UFJコンサル）

○前年度調査との変更点

- 動産・債権譲渡登記制度の設問削除
- 企業規模別の設問を追加
- 担保回収に関わる経験を伺う設問を追加

アンケートのボリューム感は変えない形で調整致しました
本年度もご協力何卒よろしくお願いいたします。



参考: ABLに関する各種資料①

ABLガイドライン (<http://www.meti.go.jp/press/20080530017/20080530017-2.pdf>)

ガイドラインの位置付け : ABLに携わる事業者が、公正な取引を推進し、ABLを透明性の高い市場として発展させていくための「共通認識に立てるインフラ」としての実務指針＝「ABLガイドライン」

ガイドラインの狙い : ①担保設定や換価市場における法令遵守や公正で秩序ある活動の推進。

②新たな金融慣行の確立により借り手・貸し手・外部専門事業者が協力・連携できる素地の醸成

ABLテキスト

ABLテキスト(一般編)(平成19年度)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60704a03j.pdf>

(金融実務編)(平成19年度)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60704a04j.pdf>

ABLテキスト(借り手向け)(平成20年度)

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90529a02j.pdf>

ABL普及・啓発コンテンツ (http://meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/0020066.pdf)

ABL業務のフロー

ABL提案用コンテンツ

(提案書雛形、各種計算用フォーマット、借り手向け説明資料)

ABL活用事例

参考: ABLに関する各種資料②

平成19年度 動産・債権担保融資(ABL)の普及・インフラ構築に関する調査研究報告書

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004471/report01.html>

平成20年度 ABLの普及・活用に関する調査研究報告書

<http://www.meti.go.jp/report/data/g90529aj.html>

平成21年度 ABLの普及・活用に関する調査研究報告書

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/0020066.pdf

平成22年度 我が国における新たな金融手法の現状と課題

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001411.pdf